

2024年度健康保険組合の保健事業(補助金)について

(2024年3月時点確定分)

健康保険組合では様々な保健事業を実施しております。その中で、申請が必要な補助をご紹介します。
被保険者・被扶養者の【病気の予防・早期発見】【健康・体力づくり】のために、積極的にご活用ください。

種目	補助金額	対象者	頻度	請求時期	請求方法
人間ドック、脳ドック等 (★1)	受診費用の7割 (上限5万円)	35歳・40歳以上の 被保険者・被扶養者	1回/年	事後 【随時】	・請求書 ★35歳、50歳は専用様式 ・領収書(原本) ・ドック結果
	受診費用全額 (上限5万円)	50歳の 被保険者・被扶養者			
インフルエンザ予防接種 (★2)	3,000円	被保険者・ 被扶養者1人	1回/年	事後 【期間あり】	・請求書 ・領収書(原本)
体育行事 (★3)	1,000円	被保険者 ※個人請求不可	1回/年	事前と事後 【随時】	①事前:請求書、参加者名簿②事後:請求書、領収書(コピー可)
健康づくり行事 (★4)	1,000円	被保険者・ 被扶養者1人	1回/年	事後 【随時】	・請求書 ・領収書(原本)
市町村等がん(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)・骨粗鬆症検診 (★5)	各2,000円	胃がん(40歳以上) 大腸がん(40歳以上) 子宮頸がん(20歳以上) 乳がん(40歳以上) 骨粗鬆症(40歳以上) 被保険者・被扶養者	各検診 1回/年	事後 【随時】	・請求書 ・領収書(原本)

※4月～翌年3月の間で1回の請求が限度となります※
※提出期限・・・当年度分は3月末日健康保険組合必着分のみ有効※

(★1)人間ドック or 脳ドック

- ・ドックを実施する医療機関で、ドックのコースを受診した費用について補助します。(オプションも対象)
- ・『健康診断』や『検診』は対象外となります。領収書やパンフレット等でドックだと確認できることが必要です。
- ・人間ドックのオプションとして脳ドックを受診していただくことは可能ですが、別々の場合はどちらか1つとなります。
- ・ドック結果(検査数値等が明記されたもの)の提出が必要となります。

(★2)インフルエンザ予防接種

- ・被保険者の予防が一番の目的ですので、被保険者を除く被扶養者2人の請求は認められません。
- ・期間は毎年10月頃～翌年2月末頃です。掲示板等にて通知しますので、ご確認下さい。
- ・支払った費用が3,000円未満の場合は、支払った費用分の支給となります。

(★3)体育行事

- ・労働組合(事業所)と共催の各種大会が対象です。
- ・請求書は大会の責任者が提出して下さい。
- ・ただし、グループ内に年に2回目以上の参加者がいる場合は対象から省いて下さい。

(★4)健康づくり行事

- ・各市区町村主催共催の行事参加が対象です。(加古川ツーデーマーチ等)
- ・個人やサークル主催の行事は対象外となります。
- ・支払った費用が1,000円未満の場合は、支払った費用分の支給となります。

(★5)市町村等がん・骨粗鬆症検診 **NEW (※乳がん検診は変更)**

- ・対象となる検診は5つ(上記表参照)、40歳以上(子宮頸がんのみ20歳以上)の被保険者・被扶養者が対象です。
- ・対象年齢は国の基準に準じています。
- ・支払った費用が2,000円未満の場合は、支払った費用分の支給となります。
- ・領収書やパンフレット等で対象の検診だと確認できることが必要です。
- ・自費での『検診』が対象となります。保険適用の場合は対象外です。
- ・ドックのオプションとして受診していただいた場合は対象外です。(ドックで補助対象となるため)

◎各申請用紙は、各事業所の健康保険組合担当者に依頼していただくか、健康保険組合まで依頼して下さい。
ホームページ(<https://www.kds-kenpo.or.jp>)よりダウンロードも可能です。
質問等につきましては、健康保険組合までお問い合わせください。